

鹿児島工業高等専門学校受託研究実施規程

(趣旨)

第1条 鹿児島工業高等専門学校（以下「本校」という。）における受託研究の取扱いは、法令に別段の定めがあるもののほか、独立行政法人国立高等専門学校機構受託研究実施規則（以下「実施規則」という。）及びこの規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において、「受託研究」とは、外部から委託を受けて校務として行う研究、試作及び調査等で、これに要する経費を委託者が負担するものをいう。

2 この規程において「類等」とは、各類、リベラルアーツ系及び関係部署をいう。

(受入れの条件)

第3条 受託研究は、本校の教育研究に支障を生ずるおそれがない場合に限り受け入れることができ、受託契約書において次に掲げる条件を定めるものとする。

(1) 受託研究は、委託者が一方的に中止することはできない。

(2) 受託研究に要する経費により取得した設備等は返還しない。

(3) 本校の業務に支障があるため又は天災その他やむを得ない事由があるため、受託研究等の継続が困難となったときは、委託者と協議の上、当該受託研究等を中止又はその期間を延長することができ、その場合も本校はその責を負わない。なお、原則として受託研究に要する経費は委託者に返還しない。ただし、特に必要があると認める場合は、不用となった経費の額の範囲内において、その全部又は一部を返還することができる。

(4) 委託者は、受託研究に要する経費を、当該研究の開始前に納付しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、鹿児島工業高等専門学校長（以下「校長」という。）は別に必要と認める条件を定めることができる。

3 校長は、第1項第2号及び第4号の条件については、委託者が国の機関若しくは、公社、公庫、公団等政府関係機関又は地方公共団体である場合は契約担当役と協議のうえ、付さないことができる。

(受入れの手続き)

第4条 受託研究の申込みをしようとする者（以下「受託研究申込者」という。）は、別紙様式第1号により受託研究申込書を校長に提出するものとする。

2 受託研究申込者は、前項の申込書の提出に当たり、あらかじめ受託研究を担当する教職員（以下「研究担当者」という。）と協議するものとする。

(受入れの決定・通知)

第5条 受託研究の受入れは、鹿児島工業高等専門学校研究推進・知的財産委員会の議を経て校長が決定する。

2 校長は、受託研究の受入れを決定したときは、その旨契約担当役に通知するものとする。

(契約の締結)

第6条 契約担当役は、前条第2項の通知を受けたときは、受託研究申込者と実施規則第3条2項各号に掲げる事項を記載した受託契約書により契約を締結するものとする。

(受託研究費用の納付)

第7条 委託者は、受託契約の締結後、実施規則第5条に定める直接経費、間接経費及び受託料（以下「受託研究費用」という。）を、出納命令役の発行する請求書により納付しなければならない。

(受託研究の報告及び公表)

第8条 研究を担当する職員は、当該研究が完了したときは、別紙様式第2号により校長にその旨報告するものとする。

2 校長は、前項による報告を受けた後、別紙様式第3号により受託研究の結果を委託者に報告するものとする。

3 受託研究の成果を公表するときは、校長の承認を得て行うものとする。

附 則

この規程は、平成17年3月16日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年11月14日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。